



平成26年10月1日
内閣府（防災担当）

「平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成26年9月10日に公布・施行された「平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置を追加する政令が9月26日に閣議決定され、本日（10月1日）公布・施行されました。

I 適用すべき措置の追加

全国を対象として、次の適用すべき措置が追加されます。

- （１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。
（過去5ヶ年の補助率嵩上げ平均 公共土木施設等 69%→84%）
- （２）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行います。
- （３）私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行います。
- （４）市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
市町村の行う感染症予防事業（消毒、ねずみ駆除等）の支弁について都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担します。（都道府県1/3 国2/3）
- （５）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第1項）
公共土木施設、公立学校施設に係る災害復旧事業で、負担法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II スケジュール

9月26日（金） 閣議決定
10月 1日（水） 公布・施行

平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨及び豪雨による
激甚災害関係施設等の災害復旧事業費の査定見込額について

1 公共土木施設等

※9月24日時点

＜本激＞

○全国の災害復旧事業費の査定見込額 778.2 億円

うち 高知県内の市町村が負担する査定見込額

46.6億円 > 38.3億円 (= 767.5億円 × 0.05)

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額 652億円以上 かつ

- ① ある都道府県内の災害復旧事業費の査定見込額が当該都道府県の標準
税収入の 25%を超える 又は
- ② ある都道府県内の市町村が負担する災害復旧事業費の査定見込額が当
該都道府県内の市町村の標準税収入の合計の 5%を超える

政令第三百二十一号

平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害

並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十六年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項まで」を「第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○ 平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文
平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十六年政令第三百一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
次の表の上欄に掲げる災害を激甚 ^{じん} 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。			次の表の上欄に掲げる災害を激甚 ^{じん} 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。		
激甚災害	適用すべき措置	平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	激甚災害	適用すべき措置	平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
備考 一 上欄の暴風雨とは、平成二十六年台風第十一号及び同年台風第十二号によるものをいう。 二 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。			備考 一 上欄の暴風雨とは、平成二十六年台風第十一号及び同年台風第十二号によるものをいう。 二 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。		
法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置			法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置		